

判例研究

刑事判例研究(1)

中央大学刑事判例研究会

廃棄物処理法違反である焼却禁止違反の罪について原判決の罰金額を重過ぎて不当とし、破棄し減額した事例

阿部 鋼

〔 広島高等裁判所 平成31年（う）第70号，廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件，令和元年7月18日判決，原審 東広島簡易裁判所（平成31年（ろ）第1号），裁判所ウェブサイト，LEX／DBインターネット TKC法律情報データベース 文献番号25570443 〕

[事案の概要]

本件は，被告人が，被告人方敷地内において，廃棄物である木材等約1.4立方メートルを焼却し，廃棄物処理法第16条の2（焼却禁止）に違反した事案である。原判決は，火が被告人の所有地である隣地の枯草に燃え広がり，着火地点から約22.1メートル離れたコンテナを全焼させたとしている。

〈参照条文〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

第16条の2 何人も，次に掲げる方法による場合を除き，廃棄物を焼

却してはならない。

- 1号 一般廃棄物処理基準，特別管理一般廃棄物処理基準，産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて行う廃棄物の焼却
- 2号 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3号 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

25条1項 次の各号のいずれかに該当する者は，5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

15号 第16条の2の規定に違反して，廃棄物を焼却した者

【判旨】

原判決を破棄する。被告人を罰金30万円に処する。その罰金を完納することができないときは，金5000円を1日に換算した期間被告人を労務場に留置する。

論旨（本件控訴の趣意）は、『被告人を罰金50万円に処した原判決の量刑は，焼却物の重量の認定を誤り，保護法益の対象外である焼却に伴う公共の危険の発生を重視するなどしており，重過ぎて不当であるというのである。（略）

本件は，被告人が，被告人方敷地内において，廃棄物である木材等を焼却したという廃棄物処理法違反の事案である。原判決は，（量刑の理由）の項において，本件は被告人が約1.4立方メートル，重量換算約512キログラムの大量の廃棄物を焼却した事案で，環境に与えた影響は大きいとし，さらに，「その火が，被告人の所有地といえども隣地の枯草に燃え広がり，着火地点から約22.1メートル離れたコンテナが全焼するなど近隣周辺へ

の延焼の危険を生じさせており、被告人の刑事責任を軽視することはできない。」などと説示(本件説示)して被告人を罰金50万円の刑に処した。そこで、所論に鑑み検討すると、原審検察官は、冒頭陳述において延焼やコンテナの全焼、公共の危険の発生を主張し、論告においても、犯行の結果(略)として、「本件犯行により、火が枯草に燃え広がった上、本件犯行現場と水路を隔てた南側廃車置き場に延焼し、着火地点から南方約22.1メートルの地点にあったコンテナが全焼するなどしたが、同所周辺には山林が広がっていたため、山林火災に発展するおそれが高かったもので、現に公共の危険を生じさせており、犯行の結果も重いものがある。」と主張し、原判決も、その主張を受けて、本件説示をしたものと推察される。しかしながら、廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており(1条)、焼却禁止の規定(16条の2)は、廃棄物の不適正処理の防止を図るため、廃棄物の処理基準に従わない焼却を一定の例外を除いて禁止し、直接罰の対象としたもので、焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的に含んでいるものではない。所論指摘のとおり、検察官が主張する「公共の危険」は、本来、放火・失火罪による処罰の対象となるものであるから、焼却禁止違反の罪の刑を量刑するに当たって、火力による公共危険の惹起の点を犯情として重視することは相当ではない。本件説示が、あたかも刑法110条2項や刑法111条(109条2項)に該当する事実を具体的に摘示するかのようなものになっていることも踏まえると、原判決は、本来、建造物等以外放火罪において処罰されるべき火力による危険惹起という要素を刑の量定に当たり不当に重視した疑いがある。

また、原判決が(量定の理由)の項で説示する「重量換算約512キログラム」という数値も合理的な根拠があるとはいえない。即ち、その認定根拠である(略)の内容は、被告人が実況見分の際、本件現場において、点火前に積み上げていた廃材等の東西方向の幅・南北方向の幅・高さについて警察

官に説明した数値（略）を掛け合わせて廃棄物の体積を算出し、同体積をインターネットサイトで検索した平均的な床板一枚の体積で除して、廃棄物の体積が平均的な床板の何枚分に当たるかを算出し、同枚数に、現場で発見された焼却した廃材と類似する廃材（略）一枚分の重量約0.9キログラムを乗じた、というものである。この数値が、上記体積分の木材が隙間なく詰め込まれていたことを前提としたものであり、実際にそのように隙間なく詰め込まれていたと認めるに足る証拠がないことは所論指摘のとおりである。被告人が上記のとおり説明した幅・高さは、証拠上、廃材（木材）のみのそれだけでなく、被告人が廃材に加えて焼却したというダンボール（略）や「ビニール袋二つ分の家庭ゴミ」（略）を含めたものである可能性も排斥できない。また、本件証拠上、前記の重量を測定した廃材は、その一枚（略）の体積が上記「インターネットサイトで検索した平均的な床板一枚」の体積と同等であるかは明らかになっていないのに、その重量（約0.9キログラム）を基準として廃棄物の重量を算定しているのは不正確といわざるを得ない。以上によれば、上記のとおり算出された廃棄物の重量は、廃棄物全部が廃材（木材）であったという仮定の下での大まかな概算に過ぎず、その数値は実際よりも過大である疑いがある。しかるに、原審検察官は、論告において、本件犯行が「木材の廃材のみで容量約1.4立方メートル、重量換算約512キログラムと大量の焼却事案」と主張し、原判決は、重量換算の根拠の合理性を吟味することなく、これをそのまま是認したことにより、燃焼させた場合に環境への負荷の程度の指標となる廃棄物の重量という量刑上重要な要素の評価を誤った疑いがある。

そうすると、原判決は、情状として本来重視すべきでない「公共の危険」の発生を量刑要素として考慮し、実際よりも過大に算定された疑いのある廃棄物の重量を前提にして刑を量定したものであり、これに、被告人が、本件犯行後ほどなく119番通報し、消防から連絡を受けて臨場した警察官の事情聴取に対し、自分が廃材を燃やした旨を素直に供述したという事件発覚の経緯（略）をも踏まえると、原判決の量刑は重過ぎて不当と言わざ

るを得ず、破棄を免れない。』

【研究】

一 はじめに¹⁾

本裁判例では、原判決の量刑について争われ、原判決の量刑は重過ぎて不当として破棄された。その根拠は、①情状として本来重視すべきでない「公共の危険」の発生を量刑要素として考慮したこと、②環境への負荷の程度の指標となる廃棄物の重量に関する事実誤認の疑い、③犯罪後における犯人の態度に分けることができる。本稿では、主として①について、理論的な検証をし、本裁判例の意義を研究する。

二 分析

(一) 問題の所在

本裁判例は、原判決は情状として本来重視すべきでない「公共の危険」の発生を量刑要素として考慮したとする。以下、かかる指摘を分析する。

(二) 量刑の基準

量刑とは、広義では、法定刑から処断刑を導いたのち宣告刑を決定し、さらに執行猶予の許否、保護観察の要否などを決める全手続をさすが、狭義では、処断刑から宣告刑を導く際の刑の数量的決定をいう²⁾。量刑の基準については、法律上の規定はなく、裁判所の判断に委ねられている³⁾。実務上の通説的な見解(通説的量刑理論)として、『司法研修所刑事裁判官教官室は、量刑の基本的な考え方を次のように説く⁴⁾。「責任なければ刑

1) 本裁判例に関する評釈として、今井康介「廃棄物の野焼きと不法焼却罪の量刑」TKCローライブラリー 新・判例解説Watch 環境法No.90

2) 椎橋隆幸・安村勉・州見光男・加藤克佳『ポイントレクチャー 刑事訴訟法』有斐閣 2018年 417頁。

3) 井田良『講義刑法学・総論(第二版)』有斐閣 2018年 624頁。

4) ここで引用されているのは、『司法研修所刑事裁判教官室「刑事裁判修習読本Ⅱ—これからの刑事裁判を担う人たちへ(平成20年版)」53頁』。評者は、『司法研修所刑事裁判教官室「刑事裁判修習読本—これからの刑事裁判を担う人た

罰なし」との基本原則からは、「刑は、犯人の責任に応じて量定されなければならない」という量刑における責任主義が導かれるのである。刑罰の在り方を考える上で大きな視点である「責任」と「予防」という視点から考えてみると、具体的な刑種・刑量を定める柱となるのは、犯した行為に対する責任（行為責任）であり、行為責任以外の諸事情（一般情状）を考慮することはできるが、一般情状による調整は、行為責任によって定まる一定の幅（責任刑）の中で行われるべきであるという考え方である。裁判実務では、このような基本原則を踏まえた上で、概ね、犯情と呼ばれる当該犯罪事実属する情状、具体的には、犯行の動機、方法、結果、さらには被害者側の行為や事情も含めた犯行の誘因、共犯者との関係、加功の程度等により、行為責任に応じた刑の大枠が決まり、その幅の中で、具体的な事案に即して、一般予防や特別予防という刑事政策的な目的も加味して検討する中で、被告人の年齢、性格、経歴、環境、犯罪後の反省の態度、示談の成否、被害感情といった一般情状を考慮し、最終的な量刑が決めるのである。』、『このような説明には、「刑の大枠」とは責任刑そのものなのか、予防的考慮や政策的考慮によって刑の大枠が超えられる場合があるのか、という決着の付いていない問題が含まれている。刑裁教官室も、「このような基本原則を踏まえた上で、概ね」という留保を付けており、断定的な表現を避けている。』と紹介されている⁵⁾。なお、実務の考え方については、「責任と予防とを対立させるという考え方の枠組みはとられていないが、犯情（狭義の犯情）、すなわち、犯罪の種類、罪質、犯行の動機、態様・手段の悪質性、被害結果の大小・程度、数量等の犯罪行為自体に関する情状により刑の大枠を定め、一般情状（広義の犯情）、すなわち、一般予防・特別予防や損害賠償や示談の成否等の刑事政策的な情状を考慮して個別的な刑のランクを決めるという判断方法がとられており（原田國男・「量

ちへ（平成24年版）」231頁』を参照した。

- 5) 松山昇平「量刑判断過程の分析」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』判例タイムズ社 2010年 540頁以下。

刑判断の実際(第三版)』(2008年)108頁等を参照), 学説の考え方との間に大きなギャップは存在しない」と評価されている⁶⁾。

(三) 量刑資料となる事実の証明

量刑の資料となる事実のうち, 一般情状は, かつては, 非典型的で厳格な証明に適さないことから, 自由な証明で足りるとされてきたが, 現在のわが国の裁判実務では, 厳格な証明によることがむしろ通例とされている⁷⁾。

(四) 原判決の問題点

わが国の刑法は, 量刑に関する法的規制が緩やかということができ, 量刑に当たって裁判体はかなり広汎な裁量権を与えていることが明らかであるとされる。そして, 量刑実務上, 犯行の「結果」が量刑の大枠を決定する「犯情」の重要な地位を占めていることに疑いはないが, 犯罪行為によって生じる結果については, 構成要件要素として定められたものにとどまらず, 構成要件要素としての結果以外の結果(構成要件外の結果)についても, 一般的には, これを犯情として広く考慮することを許容する素地があるものとの理解が可能であり, 量刑実務において, 明確な問題意識を有しているかどうかは別にして, そのような取扱いをする場合が多かったと思われると指摘される⁸⁾。本裁判例は, 『検察官が主張する「公共の危険」は, 本来, 放火・失火罪による処罰の対象となるものであるから, 焼却禁止違反の罪の刑を量定するに当たって, 火力による公共危険の惹起の点を犯情として重視することは相当ではない。』とすると, その前提として, 焼却禁止の規定は, 「焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的に含んでいるものではない」と解釈する。つまり, 本裁判例は, 原判決が焼却禁止違反の罪の構成要件外の結果を「犯情」として重視する点において,

6) 井田・前掲 625頁(注18)。

7) 椎橋他・前掲 321頁。

8) 林正彦「構成要件外の結果と量刑」原田國男判例事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』判例タイムズ社 2010年 522頁。

「刑の量定が不当」（刑事訴訟法第381条）と評価するものと思われる⁹⁾。そこで、以下、構成要件外の結果と量刑について整理する。

（五）構成要件外の結果と量刑¹⁰⁾

（I）まず、犯情として考慮可能な構成要件外の結果の客観的な範囲が整理されている。すなわち、構成要件外の結果発生が別罪を構成せず、独立した訴追の余地がなく、犯情として考慮する実際の必要性が高い場合として、以下の類型が挙げられる。

（i）第一に、危険犯において、その危険の現実化とみられる被害結果が生じた場合が挙げられる。例えば、放火罪等の公共危険犯において、現実には、人の生命、身体、財産に対して侵害が生じた場合、偽証罪の事案において、証人が偽証した結果現実に誤った裁判がなされ、当該審判の当事者に損害を与えた場合、名誉毀損罪の事案において、実際に被害者につい

9) 検察官の冒頭陳述での「延焼やコンテナの全焼、公共の危険の発生の主張」を、いわゆる「余罪と量刑」（最大判昭和41年7月13日刑集20巻6号609頁、最大判昭和42年7月5日刑集21巻6号748頁参照）として問題とされる、起訴されていない余罪を考慮できるか、という観点で、量刑のための一情状としての余罪の考慮を意図していたと評価すべきかは評釈の基礎となった資料上は評者は把握できなかった。なお、菊池則明「観念的競合の関係にある余罪と量刑考慮について—放火行為により人が死亡したが訴因には掲げられていない設例を基に—」植村一郎判事退官記念論文集第二巻（平成23）288頁では「原則として余罪立証を禁止し、余罪を量刑上考慮しない運用がめざされるべきである。」、「41年判決等もその狙った趣旨を徹底させるためにも見直されるべき時期にきているものとする。」との指摘がある。

10) 林・前掲 526頁以下。参考文献として、以下のもの等が挙げられている。井田良「量刑事情の範囲とその帰責原理に関する基礎的考察（一）～（五・完）」法学研究55巻10号（昭和57）67頁以下、11号34頁以下、12号81頁以下、56巻1号（昭58）62頁以下、2号60頁以下。小池信太郎「量刑における構成要件外結果の客観的範囲について」慶應法学7号（平19）19頁以下。伊藤寿「構成要件的结果以外の実質的被害の発生と量刑」判タ1217号（平18）45頁以下。高山佳奈子「コメント・伊藤寿『構成要件的结果以外の実質的被害の発生と量刑』」判タ1217号（平18）53頁。

での悪い噂が広まった場合など、危険犯の構成要件において、その現実化とみられる被害結果が生じた事例については、これを犯情として考慮することに大きな抵抗はないだろうとされる¹¹⁾。

(ii) 第二に、財産、身体、自由を保護法益とする罪において、その法益の保持に依存している被害者の活動等が阻害された場合が挙げられる。例えば、コンサート直前の音楽家の楽器を損壊したことによりコンサートの開催ができなくなった場合、ピアニストの指を負傷させたことにより以後十分な演奏を不可能にした場合、重要な資格試験の直前にその受験生を監禁したことにより就職の機会を失わせた場合などについては、そうした事情のない場合に比して、行為の法益侵害性の程度が重いと考えられ、各事情をいづれも犯情として考慮することに異論はないであろうとされる。

(iii) 第三に、当該処罰規定が保護している利益と深く関連する利益を侵害した場合が挙げられる。例えば、覚せい剤等の薬物犯罪(譲渡・他人への使用)において、譲渡・使用の相手方に健康被害や死亡等の結果が生じた場合、無免許運転・酒気帯び(酒酔い)運転の事案において、同運転に伴って重大な物損事故を惹起した場合、飲酒運転への車両等提供罪、酒類提供罪ないし同乗罪の事案において、飲酒運転者が重大な人身事故を惹起した場合について、これらの結果発生を犯情に含めて考えるべきものとされる。

11) 蛭田円香「最高裁判所判例解説刑事篇(平成29年度)」,「現住建造物等放火罪に該当する行為により生じた人の死傷結果を量刑上考慮することの可否(280頁)」284頁では、「構成要件外の結果を量刑上考慮できるかについて検討した論文において、現住建造物等放火罪における構成要件の結果に当たらない死亡の結果を量刑上考慮できるかという点に言及したものがある。」(林・前掲,小池・前掲が引用されている。),「これらの論文では、現住建造物等放火罪に限らず、幅広く構成要件外の結果を量刑上考慮できるか検討すべき事例を類型化して分析しており、現住建造物等放火罪における死亡結果のように、危険が現実化したといえる事例においては、これを量刑上考慮することに特段問題がないという見解が示されている。」とされている。

（iv）第四に、構成要件的结果の発生に起因して副次的な被害が生じた場合が挙げられる。例えば、まず、詐欺罪や窃盗罪によって被害者に生じた精神的損害の点を犯情として考慮することは十分に可能とされる。すなわち、詐欺罪については欺罔を手段としており、騙されたことによる被害者の精神的苦痛は当然想定されているように思われる上、窃盗罪についても、ひたたくりや住居への侵入を手段とする事案については、単純な窃盗よりも犯情の重い類型とされているが、その理由としては、手口自体の客観的な悪質性に加え、身体の安全に対する恐怖感等の精神的ダメージや、住居の平穩・プライバシーを侵害されたことによる不安感等の精神的苦痛を被害者に負わせる点にも存するものと容易に想定することができる。一方、被害者自身の被害感情（被告人に対する処罰感情）や、殺人・傷害致死等の事案における被害者の遺族の被害感情（被告人に対する処罰感情）については、量刑の大枠を決定する犯情には含まれず、一般情状として扱うべきとされる。これは、個別的具体的な処罰感情（報復感情）自体の満足や緩和は正当な刑罰の目的とはいいがたいこと、犯行後の被害感情を一般情状として扱う実務の考え方を踏まえたものとされる。なお、当該犯行の社会的影響については、放火罪などの公共危険犯の事案で、近隣住民に実際に与えた不安感・恐怖感などは、危険犯という危険の実現であり、構成要件外の結果として犯情に含まれると考えられるとされる。

（v）第五に、罪数論による帰結として当該結果が構成要件的结果とならない場合が挙げられる。例えば、窃盗罪の事案において、被告人が当該盗品を損壊した場合、殺人罪の事案において、被害者の高価な衣服を損壊した場合などがある。これについては、前者の不可罰的事後行為（共罰的事後行為）とされる場合については、窃盗罪が既遂に達した後の違法状態はすでに当初の窃盗行為によって評価し尽くされているから、当該損壊等の結果を別個に犯情としては考慮できないとする見解が有力であり、かかる損壊等の点は、弁償について財物自体の回復が確定的に不可能になったことや、行為後の被告人の態度が芳しくないことに関する一般情状として

扱うことになろうとされる。また、後者の吸収関係とされる場合については、殺人罪の罰条で器物損壊の点を包括的に評価していると解されるから、器物損壊の点は当然犯情事実に含まれると考えられるとされる。

(Ⅱ) 次に、帰責のための主観的要件及び量刑における考慮の程度等が整理されている。そこでは、責任主義の観点からは、行為者がおおよそ予見できなかった事情を刑の加重事由として考慮することはできず、少なくとも、行為者に構成要件外の結果を発生させる危険性について予見可能性が存したことが求められるとされる。また、事案によっては、行為者に、①そのような結果発生について認識があった場合、②結果発生危険性について認識があった場合、③結果発生について予見可能性があった場合、④結果発生危険性について予見可能性があった場合が考えられ、責任非難としては順に軽いものになると考えられるとする¹²⁾。そして、構成要件外の結果を犯情として考慮する場合のその程度については、個々の事案ごとに判断するしかないが、前述した当該構成要件の本来的な保護法益に関する侵害結果が発生した場合(前掲(Ⅰ)(i)~(iii))と、副次的な保護法益に関する侵害結果が発生した場合(前掲(Ⅰ)(iv))とでは、かなり異なることが明らかであり、後者の場合は、責任刑の大枠に影響するとはいえず、その程度はいわば微調整的ないし付加的なものにとどまるものと思われる、これらの点に加え、当該結果自体の客観的な大小と行為者の主観面における非難の程度とを勘案して、量刑事情としての重みを判断するとされる。

(六) 小括

本裁判例は、「原判決は、本来、建造物等以外放火罪において処罰されるべき火力による危険惹起という要素を刑の量定に当たり不当に重視した疑いがある。」としている。

本裁判例は、かかる「疑い」の根拠として、①原審検察官が、冒頭陳述において延焼やコンテナの全焼、公共の危険の発生を主張し、論告におい

12) 高山・前掲 53頁参照。

ても、犯行の結果（略）として、「本件犯行により、火が枯草に燃え広がった上、本件犯行現場と水路を隔てた南側廃車置き場に延焼し、着火地点から南方約22.1メートルの地点にあったコンテナが全焼するなどしたが、同所周辺には山林が広がっていたため、山林火災に発展するおそれが高かったもので、現に公共の危険を生じさせており、犯行の結果も重いものがある。」と主張していること、②原判決の説示が、あたかも刑法110条2項や刑法111条（109条2項）に該当する事実を具体的に摘示するかのようになっていることを挙げている。このことからすれば、本裁判例は、原判決が、火力による危険惹起、公共の危険の発生という建造物等以外放火罪（刑法110条）がその処罰の対象とする要素を「犯情」として考慮しているものと捉えているように思われる。その上で、本裁判例は、原判決が、かかる「要素を刑の量定に当たり不当に重視した疑いがある」、あるいは、『情状として本来重視すべきでない「公共の危険」の発生を量刑要素として考慮し』ていると指摘するのである。このように本裁判例が原判決の考慮の程度を論難していることからすれば、本裁判例は、火力による危険惹起、公共の危険の発生を焼却禁止違反の罪の構成要件外の結果とする一方で、「犯情」として考慮すること自体は否定していないと考えられる。よって、本裁判例の立場は、前述の類型でいえば、焼却禁止違反の罪における火力による危険惹起、公共の危険の発生を「(iv) 第四に、構成要件的结果の発生に起因して副次的な被害が生じた場合」に位置付けているものと評価すべきと思われる。その上で、前述のように、構成要件外の結果を犯情として考慮する場合のその程度については、副次的な保護法益に関する侵害結果が発生した場合（前掲（I）(iv)）は、責任刑の大枠に影響するとはいえ、その程度はいわば微調整的ないし付加的なものにとどまることを前提に、環境への負荷の程度の指標となる廃棄物の重量に関する事実誤認の疑いや犯罪後における犯人の態度も踏まえ、原判決の罰金50万円という量刑を「重過ぎて不当」と判示したものと思われる。

三 展開

(一) 焼却禁止違反の罪と火力による危険惹起及び公共の危険の発生との関係

本裁判例は、焼却禁止の規定は、焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的に含んでいるものではないと理解し、火力による危険惹起は、本来、建造物等以外放火罪において処罰されるべきとし、「公共の危険」は、本来、放火・失火罪による処罰の対象となり、焼却禁止違反の罪の犯情として考慮する際には「重視すべきではない」という消極的な姿勢を示すものと思われる。そこで、以下では、焼却禁止違反の罪と火力による危険惹起の防止及び公共の危険の発生との関係を検討する。

(二) 火力による危険惹起・公共の危険¹³⁾

放火・失火罪(刑法108条以下)は、火力による危険惹起を内実とする公共危険罪である。建造物等以外放火罪(刑法第110条)は、刑法108条・109条に規定する物(建造物等)以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた場合に成立する。ただし、建造物以外の物が自己の所有に係るときについては、軽い法定刑が定められている。同罪の処罰根拠は、公共の危険である。同罪は具体的危険犯として規定され、公共危険の発生が法文上成立要件とされている。ここで、公共の危険とは、判例によれば、現住建造物等又は他人所有に係る非現住建造物等に延焼する危険(大判明治44年4月24日刑録17輯655頁参照)に限らず、不特定又は多数人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれる(最決平成15年4月14日刑集57巻4号445頁)。そして、他人の無人自動車に放火しても、それが広大な空き地の真ん中で、他に延焼するものが全くない場合には、同罪ではなく、器物損壊罪(刑法第261条)が成立するとされる¹⁴⁾。なお、軽犯罪法の火気乱用の罪(第1条第9号)は、相当の注意をしないで、建物、森林そ

13) 山口厚『刑法各論(補訂版)』有斐閣 2005年 359頁, 382頁以下。

14) 松宮孝明「公共の危険の意義」刑法判例百選Ⅱ(第七版)170頁。

の他燃えるような物の附近で火をたき、又はガソリンその他引火しやすい物の附近で火気を用いた者を対象とする。これは、火災予防のため、延焼、引火と結びつきやすい行為を取り締ろうとする趣旨であり、抽象的危険犯とされる¹⁵⁾。

(三) 焼却禁止違反の罪の概要¹⁶⁾

(I) 趣旨

廃棄物処理法第16条の2は、廃棄物の処理基準に従わない焼却、いわゆる野外等での不法な廃棄物の焼却について直罰による焼却禁止の規定である。これは、①無許可業者等による廃棄物の焼却が行われた場合や事業者が一般廃棄物の焼却を行った場合等には、処理基準が適用されないため、廃棄物の適正な処理の実施を確保するための改善命令を行うことができないこと、②改善命令が可能な場合であっても、改善命令に従って一旦は焼却を中止し、また新たな場所で焼却を行う場合については再度改善命令を行わなければならないことになり、取締りの効果が得られないこと、等に対処するための措置が必要である一方、③廃棄物処理法の規制強化に伴い、不適正な焼却を誘発するおそれがあるため未然防止の措置が必要であること、等を背景としている。

(II) 制定の経緯

野外等での不法な廃棄物（野外焼却）の焼却を、直罰制のもとに原則として禁止したのは、2000（平成12）年改正法である。野外焼却事案は、1996（平成8）年度には約2500件であったところ、1998（平成10）年度には5000件を越すなど急増し、取締りの一層の強化が求められていた。野外焼却は、廃棄物の焼却は一定の構造を有する焼却施設を用いて一定の方法に

15) 平野龍一ほか編『注解特別刑法 第七巻 風俗・軽犯罪編（第二版）』青林書院 1988年 60頁以下（稲田輝明＝木谷明）。

16) 廃棄物処理法編集委員会編著『廃棄物処理法の解説〈令和2年版〉』（一財）日本環境衛生センター 2020年 390頁以下。今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪の構造」早稲田法学会誌第64巻2号 2014年 157頁以下。

より行うこととする処理基準に違反するため、改善命令等の行政処分の対象とされていた。しかしながら、無許可業者により行われた場合や事業者が一般廃棄物の焼却を行った場合などは、処理基準の適用がないため、改善命令を行うことができないこと、命令を行った場合であっても、一旦は中止し、新たな場所で焼却を始めるなど行政による取締りの効果が上がらないことなどの問題があった¹⁷⁾。1997(平成9)年改正法案審議の際に、直罰とすべきことが主張されていたが、野焼きにはその実行者、目的、規模等においてさまざまな態様のものがあり、これらに一律に罰則を科するという点については実態上困難であるとして、行政命令前置主義が維持された。しかし、そうした法政策の選択は、結果的に、不十分なものであった。ダイオキシン類の排出規制強化による「施設不足→処理料金高騰」によって、野外焼却は増加した¹⁸⁾。2000(平成12)年改正法はそれらを踏まえたものである。かかる経緯からすれば、焼却禁止違反の罪制定の目的は、廃棄物処理法の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」(第1条)の実現にあり、焼却に伴う火力による危険惹起の防止、公共の危険の発生に対する処罰という関心はないものと考えられる。なお、2003(平成15)年改正法において、未遂処罰が導入された¹⁹⁾。さらに、2004(平成16)年改正法において、不法焼却目的で、廃棄物を収集又は運搬した者をも処罰することとされた²⁰⁾。

(Ⅲ) 適用対象

法第16条の2の対象は、「何人も」とされる。したがって、事業者、収

17) 吉野智『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律」の概要』ジュリスト 1184号 2000年 25頁。

18) 北村喜宣『揺れ動く産業廃棄物法制』第一法規 平成15年 13頁以下。

19) 桑原勇進「廃掃法改正の評価と今後の課題」ジュリスト 1256号 2003年 73頁。

20) 今井・前掲 168頁。

集運搬業者又は処分業者等が反復継続して行う場合のみならず、単に一回だけ廃棄物を焼却した場合にも適用される。例外として許容される、一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却（第1号）とは、これらの廃棄物の処理基準を遵守して焼却されることをいうものであって、焼却を行った者に処理基準が適用されるか否かは何ら関係ない。例外として許容される、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却（第2号）としては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却、森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は樹皮の焼却等が考えられる。例外として許容される、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令（第14条）で定めるもの（第3号）は、これらを罰則で禁止することは、合理的な規制とはいえないことに基づく。まず、「国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」（第1号）としては、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却が考えられる。次に、「震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却」（第2号）としては、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却が考えられる。ただし、凍霜害防止のためであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却は、これに含まれるものではない。また、「風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却」（第3号）としては、どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が考えられる。さらに、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」（第4号）としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却等が考えら

れる。ただし、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではない。そして、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」(第5号)としては、たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却が考えられる。これらの例外は廃棄物の不適正処理として罰則の対象とすることにより取締りの実効性をあげることになじまないものが挙げられている。したがって、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として生活環境保全上の観点から改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であるとされる。ただし、野外焼却は原則禁止であることに留意して、行政指導等を行う必要があるとされる。このような適用対象に関する整理によれば、焼却に伴う火力による危険惹起の防止、公共の危険の発生に対する処罰という関心は見られないと思われる。

(IV)「焼却」の意義

高等裁判所が「焼却」の意義について初めて明らかにした判例として、仙台高裁平成22年6月1日判決があり、先例的意義があるとされる²¹⁾。ここでは、『廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし(同法1条)、同法16条の2において、一般廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却、他の法令等により行う廃棄物の焼却、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令が定めるもの以外の焼却を禁止している。すなわち、廃棄物処理法は、生活環境の保全等のために廃棄物の不適正な焼却の禁止をしていることができる。したがって、廃棄物処理法16条の2にいう「焼却」の意義については、廃棄物の物理的損壊、滅失に着目して論ずべきではなく、生活環

21) 宮地裕美「判批」研修746号 2010年 449頁、警察実務研究会『警察実務重要裁判例 平成23年版』立花書房 2011年 105頁。今井康介『廃棄物処理法16条の2にいう「焼却」の意義』法律時報 2013年85巻9号 122頁。

境に与える影響に着目して論ずべきであるということになる。このことは、同条3号において、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令が定めるものについては、同条にいう廃棄物の焼却の禁止から除外されていることから明らかである。そうすると、生活環境に有害な影響を与えるが自然性、すなわち煙、有毒ガスの発生、あるいは周囲に火災が発生する可能性が生ずれば、同条により禁止すべき焼却に該当するといえる。そして、廃棄物がどの程度の燃焼状態に至った段階で生活環境に与える影響があるかといえば、廃棄物が独立して燃焼を継続する状態に至れば、煙などが廃棄物から持続的に発生するなどして、生活環境に有害な影響を与えるが自然性が高いといえることができるから、この段階で廃棄物を焼却したものといえることができる。ところで、廃棄物を燃焼させようとして点火行為に着手すれば生活環境に与える危険性が生じ得るともいえ、この段階で焼却行為に該当するとも考えられるが、同法25条2項により焼却行為の未遂罪が処罰されること、廃棄物が独立して燃焼を継続する前の段階では、生活環境に有害な影響を与えるが自然性が必ずしも高いとはいえないことからすれば、廃棄物に点火行為をしたこと自体、あるいは点火後であっても廃棄物がくん焼している段階においては、焼却行為の未遂にとどまると解するのが相当である。』とされた。

このように、「焼却」とは、生活環境に与える影響に着目して論ずべきで、生活環境に有害な影響を与えるが自然性、すなわち煙、有毒ガスの発生、あるいは周囲に火災が発生する可能性が生ずれば²²⁾、同条により禁止すべき焼却に該当するとし、廃棄物が独立して燃焼を継続する状態に至れば、煙などが廃棄物から持続的に発生するなどして、生活環境に有害な影響を与えるが自然性が高いといえることができるから、この段階で廃棄物を「焼却」したものであるといえることができるとした。このように「焼却」の意義を解

22) ここでいう「周囲に火災が発生する可能性が生ずる」とは、文脈からすれば「生活環境に有害な影響を与えるが自然性」の具体的な例示と理解すべきものと思われる。

積するに際しても、焼却に伴う火力による危険惹起の防止、公共の危険の発生に対する処罰という関心を主眼に置いていないと思われる。なお、判例は、大審院以来一貫して、放火各罪の既遂時期を一般的に各目的物の「焼損」(「焼燬」)時とし、それを、いわゆる独立燃焼説に立って、火が放火の媒介物を離れて客体に移り独立して燃焼を継続する状態に達したことを定義し、客体の主要部分の毀損、効用の害されることまでは必要でないとしていると評価されている(大判大正7年3月15日刑録24輯219頁、最判昭和25年5月25日刑集4巻5号854頁等)。すなわち、焼却禁止違反の罪の「焼却」と同様の「独立して燃焼を継続する状態」という表現が用いられる。放火各罪に関する判例の立場には、独立燃焼に達した程度では常に公共の危険が発生したといえないこと等の指摘がされているようであるが、『その論理は、放火の目的物・客体が現住建造物等であると、非現住建造物等であると、それら以外の物とであることを問わず、共通に妥当するものであるが、特に現住建造物等放火罪(刑法108条)との関連において、「抽象的危険の発生が擬制されているともいえるものである。』(前田雅英編集代表『条解刑法〈第3版〉』(2013)333頁)と指摘される²³⁾。これを参考にすると、仙台高裁の廃棄物が「独立して燃焼を継続する状態」という判示に対しては、生活環境への抽象的危険の発生が擬制されていると評価することが可能なようにも思われる。

(四) 小括

以上の検討からすれば、焼却禁止の規定は、焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的に含んでいるものではないという本裁判例の立場を首肯できる。

なお、本裁判例の裁判体(多和田隆史、水落桃子、廣瀬裕亮)は本判決の一週間後にも被告人が自己の管理地内において伐採木合計約600kg余りを焼却した焼却禁止違反の罪の別の案件について、原判決が被告人を懲役6

23) 伊東研祐「放火罪の既遂時期」 刑法判例百選Ⅱ(第七版)162頁。

月（2年間執行猶予）及び罰金30万円に処したことを懲役刑をも選択した点で重きに過ぎ不当とし、破棄し罰金刑30万円のみと判決している²⁴⁾。そこでも、「焼却する過程で、風に火勢をあおられて山林への延焼の危険を感じた被告人が119番通報したという事情はあるが、延焼という公共の危険の発生防止自体は、本罰則の規制目的には含まれておらず、この点は、量刑上さほど重視すべきものではない。」と判示している。

四 結びにかえて

本裁判例が構成要件外の結果を量刑において考慮した手法は、従来の裁判実務上の類型の中で整理できる。一方で、焼却禁止違反の罪では、火力による危険惹起及び公共の危険の発生は構成要件外の結果となることを明示した裁判例はこれまでにないように思われる。よって、本裁判例の意義は、前述した同じ裁判体の別の案件もあわせて、後者の点にあると考える²⁵⁾。

（弁護士・本学法科大学院客員講師）

24) 広島高等裁判所第一部（刑事）平成31年（う）第75号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件、令和元年7月25日判決、原審 山口地方裁判所（平成30年（わ）第109号）。LEX / DBインターネット TKC法律情報データベース 文献番号25570444。評釈として、今井・前掲。

25) 今井・前掲「廃棄物の野焼きと不法焼却罪の量刑」では、「これまでの裁判例には、構成要件外の結果を量刑で考慮しない理由として余罪処罰の観点を挙げるものがあつたが、広島高裁はそれとは別の理由（規範の目的）から考慮を否定した点が注目される。」（3頁）、あるいは「廃棄物事犯の取締りにおいて、不法焼却罪は大きな地位を占めている。そのため、不法焼却罪の刑の量定について判示した広島高裁の二つの判決は、今後の刑事実務にとって大きな意義を有する。」（4頁）と指摘する。